

## 佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領

### 1 目的

この要領は、佐賀県が発注する建設関連業務委託の競争入札において実施する最低制限価格制度に関して、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第107条第2項に基づき最低制限価格の算出方法を定めるとともに、最低制限価格制度の適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

### 2 適用の対象

建設関連業務委託最低制限価格制度は、競争入札により建設関連業務の委託契約を締結しようとする場合について適用する。

ただし、佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領の規定に基づき低入札調査基準価格を設定する建設関連業務には適用しない。

### 3 建設関連業務の定義

この要領において「建設関連業務」とは、測量業務、設計業務、建築設計・監理業務、地質調査業務及び補償調査業務並びに建設関連維持管理業務（道路維持業務、道路伐採業務、河川パトロール業務、河川清掃業務、河川伐採業務、道路植栽維持管理業務、公園管理業務等）をいう。

### 4 最低制限価格の設定基準

- (1) 最低制限価格は、原則として次の式により算出する額とする。ただし、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合は予定価格に10分の8.5を乗じた額とし、予定価格の3分の2に満たない場合は予定価格に3分の2を乗じた額とする。

#### ① 測量業務

$$\text{最低制限価格} = \left( \begin{array}{c} \text{測量作業費分（直接測量費＋諸経費} \times 0.6 \text{）} \\ \text{＋} \\ \text{測量調査費分（4-①-②設計業務に準じる）} \end{array} \right) \times 110 / 100$$

#### ② 設計業務

（国土交通省基準による積算）

$$\text{最低制限価格} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等} \times 0.45) \times 110 / 100$$

（その他基準による積算）

$$\text{最低制限価格} = (\text{直接業務費} + \text{技術経費} + \text{諸経費} \times 0.6) \times 110 / 100$$

#### ③ 建築設計・建築工事監理業務

$$\begin{aligned}
 \text{最低制限価格} &= \left( \begin{array}{l} \text{建築設計業務分 (直接人件費+特別経費+技術料等経費+} \\ \text{諸経費} \times 0.6) \\ + \\ \text{建築工事監理業務分 (直接人件費+特別経費+技術料等経} \\ \text{費+諸経費} \times 0.6) \end{array} \right) \times 110/100 \\
 \text{④ 地質調査業務} & \\
 \text{最低制限価格} &= \left( \begin{array}{l} \text{一般調査業務費分 (直接調査費+間接調査+諸経費} \times 0.4) \\ + \\ \text{解析等調査業務費分 (4-(1)-②設計業務に準じる)} \end{array} \right) \times 110/100
 \end{aligned}$$

⑤ 補償調査業務

$$\text{最低制限価格} = (4-(1)-②設計業務に準じる) \times 110/100$$

⑥ 建設関連維持管理業務

$$\text{最低制限価格} = (\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費} \times 0.75) \times 110/100$$

⑦ 県単建設関連業務で諸経費を簡便法により積算する業務

$$\text{最低制限価格} = (\text{入札書比較価格} \times 0.85) \times 110/100$$

(2) 前各号の基準算式による算定が困難なものについては、収支等命令者が予定価格の10分の8.5から3分の2の範囲内で定める額とする。

5 運用の事務手続

(1) 起工条件書

- ① 収支等命令者(規則第3条の2第1項の規定により事務の再委任を行った場合は、事務の再委任を受けた収支等命令者)は個々の契約ごとに、最低制限価格設定の要否を確認する。
- ② 設定を要しない場合は最低制限価格欄の無を○で囲む。また、設定を要する場合は有を○で囲み、以下の手続を行う。

(2) 予定価格及び最低制限価格作成調書等

- ① 最低制限価格等の欄に前項の基準により算出した入札書比較最低制限価格(千円未満の金額は切り捨てる。なお、合冊設計の場合については、各々で算出した額を千円未満切り捨てし、合計する。)を記載し、最低制限価格については、記載した入札書比較最低制限価格に100分の110を乗じて得た額を円単位まで記載する。
- ② ①で記載した最低制限価格が予定価格の3分の2以上10分の8.5以下の場合は①で記載した最低制限価格及び入札書比較最低制限価格を採用する。また、①で記載した最低制限価格が予定価格の10分の8.5を超える場合は予定価格に

10分の8.5を乗じて、予定価格の3分の2に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じて算出した最低制限価格（千円未満の金額は切り捨てる）を記載し、入札書比較最低制限価格については、100分の110を除いて得た額を円単位まで記載するが、1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた価格を記載するものとする。

③ ②により予定価格及び最低制限価格を記載した「予定価格及び最低制限価格作成調書」は「予定価格調書」とともに封筒に入れ封印し、入札を行う際に、当該競争の場所に置くものとする。

④ 「予定価格及び最低制限価格作成調書」及び「予定価格調書」の様式については、別添様式によるものとする。

### （3） 入札公告

① 契約事務担当者は、入札公告において最低制限価格を設けている旨の周知を徹底する。

② 最低制限価格を設けていることを明記していない場合は、適用の対象としてはならない。

### （4） 入札執行

① 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝える。

② 入札の結果、入札書比較最低制限価格を下回る価格で申込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とし、入札書比較価格及び入札書比較最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、有効な入札を行い、かつ、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

③ 前記②において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。

④ 入札者全員の入札金額が入札書比較最低制限価格を下回っているときは、入札を取り止める。

⑤ 入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び規則第107条にあることを説明する。

#### 附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成21年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

#### 附 則

この要領は平成23年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うも

のから適用する。

附 則

この要領は平成23年10月31日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は平成24年1月31日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は平成24年11月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

1 この要領は、平成25年11月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

(経過措置)

2 平成25年11月1日以後に公告又は指名通知を行うもので、予定契約期間の末日を平成26年3月31日以前とするものにあつては、この要領の施行後も、なお、従前の例による。

附 則

この要領は平成26年7月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に契約又は指名通知を行うものから適用する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日以後に契約又は指名通知を行うもので、予定契約期間の末日を令和元年9月30日以前とするものにあつては、この要領の施行後も、なお、従前の例による。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。